

インハウスレポート



【当会会員】
杉本 拓也 (66期)
Takuya Sugimoto



インハウスマローヤー（組織内弁護士）とは、企業に役員や従業員として所属する企業内弁護士、及び、省庁や自治体に職員として勤務する弁護士の総称です。

本企画は、当会所属のインハウスマローヤーに経験談を紹介していただく連載企画です。

はじめに

私は今年で弁護士10年目になりますが、これまでのキャリアとして法律事務所所属の弁護士と企業内弁護士の双方を経験して参りました。

本稿では、主に弁護士のキャリアについてご関心のある若手の皆さんの一助となればと思い、これまでの私の経験をお話させていただきたいと思っております。

1. 自己紹介と略歴

私は修習後、私は主に個人の方の案件を扱う立川市の法律事務所に勤務弁護士として所属致しました。まさにマチ弁という法律事務所、家事事件や民事事件を中心に多くの裁判業務を経験させていただきました。しかし弁護士経験2年を経て、いわゆるマチ弁業務だけでなく、若いうちにもう少し異なった経験や企業法務分野にも挑戦してみたいと思ったことから、企業内弁護士に転身することに致しました。

企業内弁護士の1社目の所属先は、クロスボーダーの投融資案件を扱う株式会社国際協力銀行という政府系の金融機関です。英語を扱う意欲があればよいということで、ファイナンスについて未経験でも採用していただきました。3年間の任期付きでしたが、国際協力銀行で力を付ければ仕事の幅が広がると思い、同社に決めました。

国際協力銀行では弁護士資格を持つ担当者とし

て、法務部門とコンプライアンス部門を兼務しました。フロント部門の投融資案件のリーガル面でのサポートや、金商法周りのコンプライアンスを担当致しました。

最初は英文契約に慣れるのに四苦八苦しましたが、いくつも英文契約を読んでいく中で徐々に慣れていったことを思い出します。また、入行3ヶ月目にはロクに英語も話せない中、ロンドンの法律事務所に研修に行かせていただいたのも良い経験でした。

企業内弁護士2社目は、国際協力銀行で得たファイナンスや英文契約という強みを活かせるポジションを探し、外資系の保険会社であるメットライフ生命保険株式会社に転職することにしました。メットライフ生命では、法務部門に所属し、不動産投資案件を中心に保険業法や個人情報保護法が関わる取引法務を多く担当致しました。

同社には1年10ヶ月ほど在籍しましたが、もう一度法律事務所挑戦し、将来的には独り立ちしたいという気持ちがあり、2020年4月から現在の弁護士法人コスモポリタン法律事務所に所属しております。現在は事務所の案件を担当しながら、自分自身の案件も少しずつ増やしております。

2. 組織内弁護士として活躍するには

第1に、法律事務所における弁護士との役割の違いを意識することが重要だと思います。外の弁

護士という立場からクライアントである企業に助言を行うのと、企業の一員として企業の事業活動を考えた法的助言が期待される企業内弁護士とでは、期待される役割が異なります。(外の弁護士でもそのような一面はありますが、) 企業内弁護士はより一層、事業部の伴走者として、法的なリスクや懸念点の指摘のみならず、許容できる法的リスクであるかどうか、取引の実現が企業に与える意義やインパクトを考える必要があると言えるでしょう。

その意味で、よく言われることではありますが、企業内弁護士はその企業のカルチャーや各部署の役割、これまでの取引における考え方などを深く理解していく必要があるかと思います。

第2に、一つ目と関連しますが、多くの関係する部署の方とコミュニケーションを取ることで、1社目の国際協力銀行に転職した際の初めての上司である課長に、「用がなくても営業部に行って雑談したり、仕事中でも（行内で）お茶でもしてきたりしたらいいよ。」と言われたことをよく思い出します。そのようにコミュニケーションを取り、社内のクライアントから相談してもらいやすい雰囲気や醸成したり、社内のニーズや相談事を素早くキャッチアップしたりすることが求められます。

最後に、スキルの問題ですが、多くの企業において英語を使う企業内弁護士が求められており、かつ英語を使えることにより仕事の幅が広がるということが言えると思います。私自身も留学経験などはなく、英語が特に得意ということもありませんでしたが、企業内弁護士として仕事をする中で英文契約をレビューするレベルに到達することができました。今では英文契約を解説する本はまたに山ほどあり、いくらでも勉強できる環境がありますので、企業内弁護士を目指す方は英語を使えるようになれば幅が広がることも心に留めておいていただきたいと思います。

3. 法務とコンプライアンス

金融業界は、(金融以外の業種でもあり得ることですが、) 法務部門とコンプライアンス部門が

明確に分かれていることに特徴があると思います。ちなみに企業内弁護士は、法務部門に所属することが多かったという印象ですが、現在ではコンプライアンス部門で活躍することも珍しくありません。

法務部門は主に事業部の取引のサポートを行う中で法的側面の助言を行うのに対して、コンプライアンス部門は一步引いた位置から間接部門としてルールを定めたり事業部の活動をモニタリングしたりするという違いがあります。

金融機関の内部統制の考え方として、「3つのディフェンスライン」という考え方があります。1線が現場やフロント部門、2線がコンプライアンス部門やリスク管理部門等の間接部門、3線が内部監査部門であり、それぞれがリスクを評価したりコントロールしたりすべきという考え方です。

法務部門はよく、1線でも2線でもない、1.5線というように言われることが多いかと思います。私が在籍した企業内弁護士2社目の外資系生命保険会社では、成熟した企業であり法務部門もコンプライアンス部門も一定の規模があったため、よく法務部門としての役割を考え、コンプライアンス部門の間接部門によるモニタリングという視点ではなく、事業活動を法的側面からサポートする立場として助言、行動するようにしていました。

4. 企業内弁護士を経験して良かったこと

現在、私は法律事務所に所属しておりますが、企業内弁護士としての経験は法律事務所の外部弁護士としての仕事にも当然プラスに働いています。それは、企業内弁護士時代に経験した法的知識や経験のみならず、クライアントの目線がよりリアルに想像できるようになったことにあると思います。企業内弁護士時代のコミュニケーションの取り方が現在でもクライアント企業の担当者とのコミュニケーションに活かされていたり、社内規程の整備などの細かいニーズにも対応できたりすることなど、様々な側面で活かされています。

本稿を読んで企業内弁護士に少しでもご関心を持っていただければ幸いです。

